

特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター
役員報酬等の規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター（以下、「当法人」）の理事ならびに監事（以下、「役員」）の報酬について定めることを目的とする。

（報酬の支給）

第2条

当法人の役員には、定款第19条第1項に基づき、その総人数の3分の1以下の範囲内で理事会の議決を経て報酬を支払うことができる。

（2）対象は監事のみとし、年間12万円の範囲内で監査業務にあたり報酬を支払うことができるものとする。

（規程の変更）

第3条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、2016年3月6日より施行する。
- 2 2019年4月22日改定
- 3 2025年12月21日改定
- 4 2026年4月1日改定

常勤職員 就業規則
(平成 25 年 4 月版)

特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター

第1章 総 則

第1条（目的）

1. この規則は、特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター（以下法人という）の秩序を維持し、業務の円滑な運営を期すため、常勤職員の就業に関する労働条件および服務規律を定めたものである。
2. この規則および準用規程に定める事項の他は、労働基準法、労働安全衛生法、その他の法令の定めるところによる。

第2条（常勤職員の定義）

1. 常勤職員とは、法人と雇用契約を締結した者のうち、非常勤職員、臨時雇用職員、アルバイトを除いた者をいう。
2. 常勤職員とは、常に所定労働時間を就労できる者で、法人の目的遂行のために直接担当業務のみでなく、周辺業務を含めた職責を全うできる立場の者をいう。
3. 非常勤職員については別途定める規則による。

第3条（規則遵守の義務）

法人はこの規則に基づく労働条件により常勤職員に就業させる義務を負い、常勤職員はこの規則を遵守する義務を負うと共に、相互に協力して法人の発展に努めなければならない。

第4条（秘密保持）

常勤職員は法人の業務ならびに職員の身上に関し、その職務上知り得た事項については、在職中はもちろん退職後といえども、みだりに公表してはならない。

第2章 採 用

第5条（採 用）

1. 法人は就職を希望する者の中より、選考し、所定の手続きを経た者を常勤職員として採用する。
2. 常勤職員は採用の際、以下の書類を提出しなければならない。
 - ① 履 歴 書（3ヶ月以内の写真添付）
 - ② 住民票記載事項証明書
 - ③ 健康診断書（3か月以内に発行のもの）
 - ④ 源泉徴収票（暦年内に前職のある者のみ）
 - ⑤ 年金手帳、雇用保険被保険者証
 - ⑥ 必要により、各種免許証、資格証明書、学業成績証明書、卒業証明書の写し
 - ⑦ その他法人が必要と認めたもの
3. 在職中に上記提出書類の記載事項で氏名、現住所、家族の状況等に異動があった場合は速やかに 所定の様式により法人に届け出なければならない。
4. 提出された書類は、人事労務管理の目的でのみ使用する。

第6条（試用期間）

1. 新たに採用した者については採用の日から6ヶ月間の試用期間を設ける。ただし、法人が相当と認めるときは、この期間を短縮し、または免除することがある。
2. 試用期間中または試用期間満了の際、引き続き常勤職員として勤務させることが不適当であると認められる者については、本採用は行なわない。
3. 試用期間は勤続年数に通算する。

第3章 就業時間、休憩時間、休日および休暇

第7条 （労働時間及び休憩時間）

1. 労働時間は、1週間については40時間、1日については8時間とする。
2. 始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。
・始業：午前10時、終業：午後7時、休憩時間：1時間（労使協定で定めるところにより、勤務時間の途中に職員の決定に従い付与する。）
3. 出張およびその他、事業場外で勤務する場合において、労働時間を算定することが困難であるときは、第2項で定める労働時間を勤務したものとみなす。

第8条（変形労働）

1. 法人は業務の都合により、交代制勤務、事業場外労働フレックスタイム制等の変形労働を命ずることがある。
2. 変形労働に服する常勤職員の始業、終業、および休息の時刻は別に定め、常勤職員と法人が交わす「常勤スタッフ就業規定覚書」に記載した内容にて、双方合意のもと常勤職員は勤務を行う。

第9条（休日）

1. 休日は以下のとおりとする。
 - ① 土、日曜日
 - ② 祝祭日
 - ③ 年末年始休暇
 - ④ その他法人が年間休日カレンダーで定めた日
2. 業務上必要がある場合には、前項で定める休日を他の労働日と振替することがある。

第10条（時間外、休日および深夜勤務）

1. 業務の都合で第7条の所定労働時間、もしくはフレックスタイム制の精算期間中の総労働時間を越え、または第9条の所定休日に勤務させることがある。この場合において法定の労働時間を超える労働または法定の休日における労働については、法人は、労使協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届出る。
2. 時間外労働および休日勤務は上司の指示による。

第11条（年次有給休暇）

1. 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上出勤した常勤職員に10日の年次有給休暇を与える。その後1年間継続勤務するごとに、当該1年間において所定労働日の8割以上出勤した常勤職員に、次の表のとおり勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。ただし、20日を上限とする。

勤続年数	6ヶ月	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
年次有給休暇日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

2. 有給休暇を取得する場合には、原則として勤務表作成時に所属長まで届け出なければならない。
3. 私傷病などの欠勤については、有給休暇に振り替えることができる。ただし、欠勤事由によっては振替を認めないことがある。
4. 当該年度に取得しなかった年次有給休暇は、当該年度付与分について翌年度に限り繰り越すことができるものとする。
5. フレックスタイム制が適用された常勤職員が、年次有給休暇および特別休暇を取得した場合は、当該休暇を取得した日については8時間勤務したものとみなす。

第12条（特別休暇）

1. 試用期間終了後の者の慶弔・公事のため、以下の特別休暇を与える。この休暇を取得する場合は、あらかじめ法人に届けなければならない。
 - ① 常勤職員が結婚するとき 5日（有給休暇）
 - ② 父母（養父母、継父母を含む）、配偶者、子（養子を含む）が死亡したとき 3日（有給休暇）

- ③ 祖父母、義父母、血族の兄弟姉妹が死亡したとき 2日（有給休暇）
- ④ 妻が出産するとき 1日（有給休暇）
- ⑤ 常勤職員の子女が結婚するとき 1日（有給休暇）
- ⑥ 女性常勤職員が出産するとき
産前6週間産後8週間（多胎妊娠の場合は14週間）（無給休暇だが、別途一時金あり）
- ⑦ 生理日の就業が困難なとき
申告によって1ヶ月以内に1日までは有給休暇、2日目以降は特別の申し出が無い限り無給休暇

第13条（母性健康管理のための休暇等）

1. 妊娠中または出産後1年を経過しない女性常勤職員から、所定労働時間内に母子保健法に基づく保健指導または健康診査を受けるために、通院休暇の請求があったときは、以下の範囲で休暇を与える。
 - ①産前の場合
 - 妊娠23週まで……4週に1回
 - 妊娠24週から35週まで……2週に1回
 - 妊娠36週から出産まで……1週に1回
 ただし、医師または助産婦（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間。
 - ②産後（1年以内）の場合
 - 医師等の指示により必要な時間
2. 妊娠中または出産後1年を経過しない女性常勤職員から、保健指導または健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申し出があった場合、以下の措置を講ずることとする。
 - ①妊娠中の通勤緩和
 - 通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として1時間の勤務時間の短縮または1時間以内の時差出勤
 - ②妊娠中の休憩の特例
 - 休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加
 - ③妊娠中、出産後の諸症状に対する措置
 - 妊娠中または出産後の諸症状の発生または発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするため作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等

第14条（育児休業）

常勤職員は、別途定める育児・介護休業規程により、1歳に満たない子と同居し、養育する職員は、その申し出により子が1歳に達するまで（ただし、規程で定める一定の者は1歳6カ月に達するまで）を限度として育児休業をし、又は時間外労働及び深夜業の制限及びフレックスタイム制の適用を受けることができる。ただし、育児休業期間中は賃金を支給しない。

第15条（介護休業）

1. 常勤職員は要介護状態にある家族を介護するために、介護休業を取得することができる。
2. 介護休業の申し出手続き等に関する事項は別に定める育児・介護休業規程による。

第16条（裁判員休暇）

1. 法人は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の施行に伴い、次の各号に該当し、事前に常勤職員本人から請求があった場合、裁判員休暇を与える。
 - ①裁判員候補者として通知を受け、裁判所に出頭したとき
 - ② 裁判員もしくは補充裁判員として選任を受け、裁判審理に参加するとき
2. 休暇を請求しようとする場合は、裁判員候補者通知を受けた後、速やかに、法人へ裁判所から交付される証明書を添付して申し出るものとする。また、裁判員および補充裁判員に選任された場合も同様とする。
3. 休暇を取得する者は、休暇に入るまでの間に必要な業務の引継ぎを完了しなければならない。

4. 第1項の休暇については、通常の賃金を支払うものとする。

第17条（子の看護休暇）

1. 小学校就学の始期に達するまでの子がいる常勤職員が申し出た場合、別途定める育児・介護休業規程により、病気または怪我をした子の看護のために、就業規則第11条に規定する年次有給休暇とは別に看護休暇を取得することができる。
2. 前項の休暇期間中は賃金は支給しない。

第18条（欠勤および遅刻、早退）

1. 欠勤および遅刻、早退するときは事前に法人に届けなければならない。
ただし、やむを得ない事由により事前に届け出ることができないときは、電話等により連絡し、出勤した日に届け出なければならない。その時間に対する賃金は支給しない。
2. 遅刻早退時間は、基本給/170hを時間単価として減給対象とする。
3. 病気欠勤4日以上に及ぶときは、医師の診断書等を提出させることがある。
4. フレックスタイム制が適用された常勤職員の、1清算期間における労働時間が、規定による労働時間に満たなかった場合は、所定内賃金のうち満たない時間に相当する部分の額は支給しない。

第4章 服 務

第19条（出 退 社）

常勤職員は出社および退社については以下の事項を守らなければならない。

- ① 始業時刻以前に出勤し、始業時刻より職務を開始できるように準備しておくこと。
- ② 出退勤の際は本人自らタイムカードに記録すること。
- ③ 作業に必要でない危険物を所持しないこと。
- ④ 退社時は備品、書類等を整理格納すること。

第20条（服務心得）

職員は服務にあたって、以下の事項を守らなければならない。

- ①職員は法人の方針および自己の責務をよく認識し、その業務に参与する誇りを自覚し、法人および所属長の指揮と計画の下に、全員よく協力、親和し、秩序よく業務の達成に努めなければならない。
- ②職員は業務組織に定めた分担と法人の諸規則に従い、所属長の指揮の下に、誠実、正確かつ迅速にその職務にあたらなければならない。
- ③服装などの身だしなみについては、常に清潔に保つことを基本とし、他人に不快感や違和感を与えるようなものとしてはならない。
- ④常に健康を維持できるよう、体の自己管理に気を配らなければならない。
- ⑤職員は下記の行為をしてはならない。
 1. 法人の命令および規則に違反し、また所属長に反抗し、その業務上の指示および計画を無視すること。
 2. 職務の怠慢および職場の風紀、秩序を乱すこと。
 3. 取引先より金品の贈与・接待を受けること、またそれを要求すること。
- ⑥職員は法人の業務の方針および制度、その他法人の機密を外部の人に話し、書類を見せ、また雑談中当該内容を察知されないよう、注意せねばならない。
- ⑦職員は法人の名誉を傷つけ、または法人に不利益を与えるような言動および行為は一切慎まなければならない。
- ⑧業務上の失敗、ミス、クレームは隠さず、ありのままに所属長に報告しなければならない。
- ⑨インターネットにて業務に関係のないWEBサイトを閲覧してはならない。
- ⑩法人のメールにて私的な内容のメールのやりとりをしてはならない。
- ⑪業務中に私用の携帯電話を使用してはいけない。
- ⑫法人内で、明らかに一党一宗に偏した政治および宗教活動を行ってはいけない。
- ⑬酒気を帯びる、薬物を服用するなど、就業に適さない状態で勤務してはならない。

⑭職員は法人に許可なく他の法人に籍をおいたり、自ら事業を営んではならない。

第21条（セクシャルハラスメントの禁止）

職員は次に掲げる行為をしてはならない。

- ① 雇用上の利益、不利益を条件にした性的要求をすること。
- ② 性的な行為または態度の要求、誘いかけに応じ、または応じなかったことを理由に雇用上の利益、不利益に影響を与えること。
- ③ 常勤職員の望まない性的接触または性的要求をおこなうこと。
- ④ 性的言動により周囲に不快感を抱かせるような職場環境を醸成すること。

第5章 教育および研修

第22条（教 育）

法人は常勤職員の技能知識教養を向上させるために必要に応じて教育を行い、または社外の教育および研修に参加させることがある。

第6章 解雇、退職および休職

第23条（懲戒解雇）

以下の各号の一に該当する場合は懲戒解雇に処する。

- ① 無断もしくは正当な理由なく欠勤が連続14日以上に及んだとき。
- ② 出勤常ならず、改善の見込みのないとき。
- ③ 刑事事件で有罪の判決を受けたとき。
- ④ 重要な経歴をいつわり、採用されたとき。
- ⑤ 故意または重大な過失により、災害または営業上の事故を発生させ、法人に重大な損害を与えたとき。
- ⑥ 法人の許可を受けず、在籍のまま他の事業の経営に参加したりまたは労務に服し、若しくは事業を営むとき。
- ⑦ 職務上の地位を利用し、第三者から報酬を受け、若しくはもてなしをうける等、自己の利益を図ったとき。
- ⑧ 法人の許可なく業務上金品等の贈与を受けたとき。
- ⑨ 前条で定める処分を再三にわたって受け、なお改善の見込みがないとき。
- ⑩ 第4章の服務心得に違反した場合であって、その事案が重大なとき。
- ⑪ 暴行、脅迫その他不法行為をして著しく常勤職員としての体面を汚したとき。
- ⑫ 正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかったとき。
- ⑬ 私生活上の非違行為や法人に対する誹謗中傷等によって法人の名誉信用を傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき。
- ⑭ 法人の業務上重要な秘密を外部に漏洩して法人に損害を与え、または業務の正常な運営を阻害したとき。
- ⑮ その他前各号に準ずる程度の不都合な行為のあったとき。

第24条（解 雇）

1. 常勤職員は以下の事由により解雇されることがある。

- ① 身体、精神の障害により、業務に耐えられないとき。
- ② 勤務成績が不良で、就業に適さないと認められたとき。
- ③ 法人内において、法人の許可を受けず演説、文書の配布掲示、その他これに類する行為をしたとき。
- ④ 法人内において、明らかに一党一宗に偏した政治および宗教活動を行ったとき。
- ⑤ 事業の縮小等、やむを得ない業務の都合により必要のあるとき。
- ⑥ 事業の運営上、やむを得ない事情、または天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情によ

- り、事業の継続が困難になったとき。
- ⑦試用期間中または試用期間満了時までに常勤職員として不適格であると認められたとき。
- ⑧その他、第4章の服務心得等にしばしば違反し、改悛の情がないとき。
- 2. 解雇するときには、30日前に予告する。予告しないときは平均賃金の30日分を支給して即時解雇する（平均賃金の30日分とは、過去3カ月の総支給額をその期間の暦日数で除したものを1日分としてその30日分をいう）。なお、予告日数は平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。

第25条（一般退職）

- 1. 常勤職員が以下の各号の一に該当する場合には、当該事由の発生した日をもって退職とする。
 - ①死亡したとき。
 - ②期間を定めて雇用した者の雇用期間が満了したとき。
 - ③自己の都合により退職を申し出て法人の承認があったとき。
 - ④休職期間満了までに休職理由が消滅しないとき。
- 2. 常勤職員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までに所属長に文書により退職の申し出をしなければならない。
- 3. 退職する者は、退職日までに業務の引継その他指示されたことを終了し、貸与または保管されている金品を返納しなければならない。

第26条（定年退職）

- 1. 常勤職員の定年は満65歳とし、定年年齢に達した日の直後の賃金締切日をもって退職とする。
- 2. 定年に達した常勤職員について、本人の希望により一定の期間引き続いて雇用することがある。

第27条（休 職）

常勤職員が以下の各号の一に該当するときには休職を命ずることがある。

- ①業務外の傷病による欠勤が連続1ヶ月以上にわたったとき。
- ②家事の都合、その他やむを得ない事由により1ヶ月以上欠勤したとき。
- ③前各号のほか、特別の事情があって、法人が休職をさせることを必要と認めたとき。

第28条（休職期間）

- 1. 休職期間は次のとおりとする。
 - ①前条①の場合 勤続3年未満 3ヶ月、 勤続3年以上 6ヶ月
ただし情状により期間を延長することがある。
 - ②前条②③④の場合 その必要な範囲で、法人の認める期間
- 2. 休職期間中、賃金は支給しない。
- 3. 休職中、一時出勤しても、1ヶ月以内に同じ理由で欠勤するようになったときは期間の中断は行なわない。
- 4. 休職期間満了後においても休職事由が消滅しないときは、満了の日をもって自然退職とする。

第29条（復 職）

- 1. 復職にあたっては法人が指定した医療機関で受診させ、その結果によって復職の是非を判断する。正当な理由なく、この受診を拒否する場合には、復職は認めない。
- 2. 休職の事由が消滅したときは、原則として旧職務に復職させるが、業務の都合もしくは当該職員の職務提供状況に応じて異なる職務に配置することがある。この場合、労働条件の変更を伴うことがある。
- 3. 復職しても1ヶ月以内に同一もしくは類似の理由で4労働日欠勤もしくはそれに準ずる状態になった場合は再度休職を命じ、前回の休職期間と通算する。

第30条（配置転換）

- 1. 業務上必要がある場合には、常勤職員に就業の場所若しくは、従事する職務の変更を命ずることがある。

2. 常勤職員は、正当な理由なく、これを拒むことはできない。

第7章 給 与

第31条（給与の種類）

常勤職員の給与の種類は、次のとおりとし、雇用契約で個別に定める。

- ① 基本給
- ② 特別手当
- ③ 通勤手当
- ④ 時間外等勤務手当

第32条（基本給）

基本給は月給日給制とし、業務・職種別に、本人の職務、能力および経験等を勘案して個別の雇用契約書において定める。

第33条（通勤手当）

1. 通勤距離が2キロ以上の職員に対し、法定非課税限度額を限度として、かつ上限を3万円として通勤手当を支給する。
2. 通勤経路は法人が合理的な経路と認めた経路とする。

第34条（超過勤務手当、休日勤務手当）

超過勤務および休日勤務をした常勤職員に対し、下記の計算により支給する。

- ① 時間単価を、基本給/月間勤務時間（170時間）で算出する。
- ② 所定就業時間を超えて勤務した場合（休日勤務を含む）
勤務時間×時間単価×1.25
- ③ 深夜時間帯（午後10時から午前5時まで）に勤務した場合
勤務時間×時間単価×1.5
- ④ 休日に勤務した場合
所定就業時間×時間単価×1.25
ただし、法定休日（4週4日の休日）に勤務した場合には、1.35を用いる。

第35条（中途入社・退職者並びに休職者及び復職者の給与計算）

給与計算期間の途中に入社、退職、休職又は復職した場合は、その月の給与を下記の算式により日割計算して支払う。

基本給÷1ヵ月平均所定労働日数×出勤日

第36条（欠勤等の扱い）

欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として1日又は1時間当たりの給与額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、給与計算期間の全部を休業した場合は、給与月額のをすべてを支給しないものとする。

- ① 遅刻・早退・私用外出等の控除
基本給÷1ヵ月平均所定労働時間×不就労時間数
- ② 欠勤控除
基本給÷1ヵ月平均所定労働日数×不就労日数

第37条（控除）

次に掲げるものは、給与から控除する。

- ① 源泉所得税、住民税
- ② 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料
- ③ その他、常勤職員代表との書面協定により、給与から控除することとしたもの

第 38 条（月例給与の計算期間と支払方法）

月例給与の計算期間は、毎月 21 日から翌月 20 日までとし、計算期間月の翌月 25 日に常勤職員の指定する本人の銀行口座に振り込んで支払う。ただし、当日が銀行の休日に当たるときは、その前の銀行営業日に繰り上げて支払う。

第 39 条（賞与・退職金）

1. 7 月と 12 月に法人の資金状況、常勤職員の勤務成績等を勘案して賞与を支給する。但し、著しい資金の減少その他やむを得ない事由がある場合には、支給日の変更、又は支給しないことがある。
2. 賞与の支給対象者は支給日現在在籍している常勤職員に限る。
3. 退職金は「中小企業退職金共済」の還付金額に基づき、勤続年数や勤務成績等を考慮して支給する。但し、著しい資金の減少その他やむを得ない事由がある場合には、支給日の変更、又は支給しないことがある。

第 8 章 安全および衛生

第 40 条（心 得）

常勤職員は安全衛生に関する規定を守り、常に職場の整理整頓に努め、消防具、救急品の備付場所ならびにその使用方法を知得しておかなければならない。

第 41 条（火災の措置）

火災その他の災害を発見し、またはその危険を予知したときは、直ちにこれを係員または適当な者に報告してその指揮に従って行動しなければならない。

第 42 条（健康診断）

1. 常勤職員には、毎年 1 回以上の健康診断を行なう。
2. 常勤職員は、正当な理由なく、健康診断受診を拒否してはいけない。
3. 健康診断の結果、特に必要のある場合は就業を一定の期間禁止し、または職場を配置替えすることがある。

付 則

この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	事業年度	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
-----	-------------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員個人会費	220,000 円
正会員団体会費	1,420,000 円
支援会員個人会費	140,000 円
支援会員団体会費	550,000 円
受取寄付金	14,605,009 円
受取補助金	63,000,000 円
事業収益 資料代	5,785,850 円
事業収益 協賛金	1,000,000 円
孤独孤立協力金	2,869,730 円
受取利息	90,464 円
雑収益	167,328 円
	円
合 計	89,848,381 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		63,000,000 円	補助金
		3,780,717 円	寄付
		2,500,000 円	寄付
		1,000,000 円	寄付
		1,000,000 円	寄付

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		17,475,345 円	携帯電話通話料
		12,915,051 円	印刷費、通信運搬費
			給与
			給与
			給与

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

別紙のとおり

イ 資産の譲渡

取引先の氏名等	法人との 関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		カード147,000枚	令和7年8月18日	102,900円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード61,000枚	令和7年7月31日	42,700円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード160,000枚/ポスター1,000枚	令和7年8月18日	169,000円	制作原価・カード1枚 0.7円/ポスター1枚 57円
		ポスター500枚	令和7年8月13日	31,000円	制作原価・ポスター1枚 62円
		カード50,000枚	令和7年7月31日	35,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード50,000枚	令和7年8月21日	35,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード21,000枚/ポスター60枚	令和7年8月6日	18,120円	制作原価・カード1枚 0.7円/ポスター1枚 57円
		カード29,000枚/ポスター440枚	令和7年8月1日	45,380円	制作原価・カード1枚 0.7円/ポスター1枚 57円
		カード100,000枚	令和7年7月28日	70,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード45,000枚	令和7年7月29日	31,500円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード10,000枚	令和7年8月1日	7,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード30,000枚	令和7年9月25日	29,100円	制作原価・カード1枚 0.97円
		カード134,400枚	令和8年2月17日	94,080円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード108,000枚	令和7年8月18日	75,600円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード228,800枚/ポスター500枚	令和7年8月19日	191,160円	制作原価・カード1枚 0.7円/ポスター1枚 62円
		ポスター400枚	令和7年8月19日	28,000円	制作原価・ポスター1枚 70円
		ポスター550枚	令和7年8月8日	34,100円	制作原価・ポスター1枚 62円
		カード80,000枚/ポスター500枚	令和7年7月29日	87,000円	制作原価・カード1枚 0.7円/ポスター1枚 62円
		カード100,000枚/ポスター700枚	令和8年3月31日	113,400円	制作原価・カード1枚 0.7円/ポスター1枚 62円
		カード441,800枚	令和7年8月1日	309,260円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード23,000枚	令和7年8月1日	16,100円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード59,000枚	令和7年8月1日	41,300円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード77,200枚	令和7年8月1日	54,040円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード28,000枚	令和7年8月1日	19,600円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード19,000枚	令和7年8月1日	13,300円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード62,000枚	令和7年8月1日	43,400円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード41,600枚	令和7年8月1日	29,120円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード40,000枚	令和7年8月1日	28,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード50,000枚	令和7年8月1日	35,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード42,000枚	令和7年8月1日	29,400円	制作原価・カード1枚 0.7円
		ポスター250枚	令和7年7月24日	17,500円	制作原価・ポスター1枚 70円
		ポスター50枚	令和7年8月12日	3,500円	制作原価・ポスター1枚 70円
		カード130,000枚	令和7年7月27日	91,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード115,000枚	令和7年7月28日	80,500円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード179,000枚/ポスター500枚	令和8年1月26日	168,461円	制作原価・カード1枚 0.7円/ポスター1枚 50円
		カード40,200枚	令和7年9月11日	28,140円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード78,530枚/ポスター500枚	令和7年9月3日	79,971円	制作原価・カード1枚 0.7円/ポスター1枚 50円
		ポスター700枚	令和7年7月30日	43,400円	制作原価・ポスター1枚 62円
		カード50,000枚	令和7年11月5日	35,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード300,000枚	令和8年3月13日	210,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード50,000枚	令和7年11月19日	35,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード50,000枚	令和7年11月16日	35,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード50,000枚	令和7年12月19日	35,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		ポスター1,650枚	令和8年3月13日	102,300円	制作原価・ポスター1枚 62円
		ポスター220枚	令和7年11月5日	12,540円	制作原価・ポスター1枚 57円
		カード240,000枚	令和7年10月30日	168,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード117,000枚	令和7年11月5日	81,900円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード376,000枚	令和7年11月13日	263,200円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード400,000枚	令和8年3月13日	280,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード230,000枚	令和8年1月21日	161,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード75,000枚	令和8年1月13日	52,500円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード71,000枚	令和8年1月29日	49,700円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード23,500枚	令和8年1月13日	16,450円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード53,000枚	令和8年1月13日	37,100円	制作原価・カード1枚 0.7円
		カード31,000枚	令和8年1月15日	29,100円	制作原価・カード1枚 0.94円
		カード3,000枚	令和8年1月15日	14,010円	制作原価・カード1枚 4.67円
		カード63,000枚	令和8年1月30日	44,100円	制作原価・カード1枚 0.7円

	カード50,000枚	令和8年1月7日	35,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
	カード190,000枚	令和8年1月5日	133,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
	ポスター40枚	令和7年7月31日	2,000円	制作原価・ポスター1枚 50円
	ポスター30枚	令和7年7月15日	1,500円	制作原価・ポスター1枚 50円
	ポスター320枚	令和7年7月18日	16,000円	制作原価・ポスター1枚 50円
	ポスター400枚	令和7年9月1日	20,000円	制作原価・ポスター1枚 50円
	ポスター100枚	令和7年7月11日	5,000円	制作原価・ポスター1枚 50円
	ポスター300枚	令和7年7月28日	15,000円	制作原価・ポスター1枚 50円
	ポスター20枚	令和7年7月9日	1,000円	制作原価・ポスター1枚 50円
	カード136,000枚	令和8年2月17日	95,200円	制作原価・カード1枚 0.7円
	カード150,000枚	令和7年12月23日	105,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
	カード50,000枚	令和7年12月29日	35,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
	カード150,000枚	令和8年3月13日	105,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
	カード452,000枚	令和8年1月20日	316,400円	制作原価・カード1枚 0.7円
	ポスター70枚	令和8年3月19日	3,500円	制作原価・ポスター1枚 50円
	カード50,000枚／ポスター1,000枚	令和8年3月5日	97,000円	制作原価・カード1枚 0.7円／ポスター1枚 62円
	カード50,000枚	令和8年3月5日	35,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
	カード50,000枚	令和8年3月5日	35,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
	カード50,000枚	令和8年3月5日	35,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
	カード50,000枚	令和8年3月11日	35,000円	制作原価・カード1枚 0.7円
	カード180,000枚／ポスター500枚	令和8年3月16日	154,500円	制作原価・カード1枚 0.7円／ポスター1枚 57円
	カード54,000枚	令和8年3月16日	37,800円	制作原価・カード1枚 0.7円
	カード50,000枚	令和8年3月27日	35,000円	制作原価・カード1枚 0.7円

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供 の 内 容	役務の提供年月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等

別紙のとおり

[illegible]

	業務委託費	R7年4月1日～R8年3月31日	18,880円	業務委託により単価10円として支払い
	業務委託費	R7年4月1日～R8年3月31日	32,790円	業務委託により単価10円として支払い
	業務委託費	R7年4月1日～R8年3月31日	9,870円	業務委託により単価10円として支払い
	業務委託費	R7年4月1日～R8年3月31日	15,640円	業務委託により単価10円として支払い
	業務委託費	R7年4月1日～R8年3月31日	8,470円	業務委託により単価10円として支払い
	業務委託費	R7年4月1日～R8年3月31日	12,610円	業務委託により単価10円として支払い
	業務委託費	R7年4月1日～R8年3月31日	14,590円	業務委託により単価10円として支払い
	研修講師謝金	令和7年12月8日	5,000円	謝金規程による
	雑役務費	令和7年4月1日～令和8年3月31日	440,000円	請求書による
	印刷製本費	令和8年3月31日	4,481円	請求書による
	事務所利用	令和7年4月1日～令和8年3月31日	567,172円	物件転貸借覚書による
	研修講師謝金	令和8年2月13日	10,000円	謝金規定による
	研修講師謝金	令和8年3月30日	10,000円	謝金規定による

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			役員報酬	令和7年5月9日	10,000円
			役員報酬	令和7年8月18日	10,000円
			役員報酬	令和7年10月6日	10,000円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和7年 4月 1日 ～ 令和8年 3月 31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
6人	20,123,190円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		合計	円	

別紙のとおり

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
なし		

5 支出した寄付金に関する事項

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄付の目的等
		令和7年10月6日	11,440円	エリア会議
		令和7年10月6日	4,330円	エリア会議
		令和7年10月6日	31,890円	エリア会議
		令和7年10月17日	11,025円	エリア会議
		令和7年10月17日	8,620円	エリア会議
		令和7年11月13日	8,490円	エリア会議
		令和7年12月8日	1,042円	エリア会議
		令和7年12月8日	80,000円	エリア研修
		令和7年12月9日	12,780円	エリア会議
		令和8年1月22日	50,770円	エリア研修
		令和8年2月13日	131,831円	エリア研修
		令和8年2月13日	50,990円	エリア研修
		令和8年2月27日	16,810円	エリア会議
		令和8年3月5日	3,470円	エリア会議
		令和8年3月14日	10,110円	エリア会議
		令和8年3月14日	11,500円	エリア会議
		令和8年3月14日	4,660円	エリア会議
		令和8年3月14日	12,500円	エリア会議
		令和8年3月14日	13,635円	エリア会議
		令和8年3月14日	9,280円	エリア会議
		令和8年3月14日	140,000円	エリア研修
		令和8年3月14日	17,836円	エリア研修
		令和8年3月14日	10,996円	エリア研修
		令和8年3月14日	22,340円	エリア研修
		令和8年3月14日	30,335円	エリア研修
		令和8年3月14日	19,050円	エリア研修
		令和8年3月14日	29,215円	エリア研修
		令和8年3月25日	26,708円	エリア研修
		令和8年3月25日	11,950円	エリア会議
		令和7年9月12日	20,000円	団体通信費支援
		令和7年9月12日	20,000円	団体通信費支援
		令和7年9月12日	11,688円	団体通信費支援
		令和7年9月12日	20,000円	団体通信費支援
		令和7年9月12日	20,000円	団体通信費支援
		令和7年9月26日	18,700円	団体通信費支援
		令和7年10月27日	20,000円	団体通信費支援
		令和7年10月27日	20,000円	団体通信費支援
		令和7年11月13日	20,000円	団体通信費支援
		令和7年12月8日	20,000円	団体通信費支援
		令和8年1月22日	18,458円	団体通信費支援
		令和8年1月22日	1,802円	団体通信費支援
		令和8年2月13日	20,000円	団体通信費支援
		令和8年2月13日	5,608円	団体通信費支援
		令和8年2月27日	20,000円	団体通信費支援
		令和8年2月27日	20,000円	団体通信費支援
		令和8年2月27日	20,000円	団体通信費支援
		令和8年2月27日	19,726円	団体通信費支援
		令和8年3月23日	20,000円	団体通信費支援
		令和8年3月23日	20,000円	団体通信費支援
		令和8年3月23日	20,000円	団体通信費支援
		令和8年3月23日	5,608円	団体通信費支援
		令和8年3月25日	20,000円	団体通信費支援
		令和7年10月27日	49,335円	担い手研修支援

令和7年10月27日	103,610円	担い手研修支援
令和7年10月27日	105,000円	担い手研修支援
令和7年10月27日	105,000円	担い手研修支援
令和7年10月30日	105,000円	担い手研修支援
令和7年10月30日	104,400円	担い手研修支援
令和7年10月30日	31,460円	担い手研修支援
令和7年11月13日	32,000円	担い手研修支援
令和7年11月13日	35,500円	担い手研修支援
令和7年11月28日	71,020円	担い手研修支援
令和7年11月28日	64,000円	担い手研修支援
令和7年12月8日	66,810円	担い手研修支援
令和7年12月8日	103,080円	担い手研修支援
令和7年12月8日	105,000円	担い手研修支援
令和7年12月18日	105,000円	担い手研修支援
令和7年12月18日	96,007円	担い手研修支援
令和8年1月22日	100,000円	担い手研修支援
令和8年1月22日	38,870円	担い手研修支援
令和8年1月22日	21,760円	担い手研修支援
令和8年2月13日	105,000円	担い手研修支援
令和8年2月13日	104,650円	担い手研修支援
令和8年2月13日	85,000円	担い手研修支援
令和8年2月13日	105,000円	担い手研修支援
令和8年2月13日	104,840円	担い手研修支援
令和8年2月13日	21,200円	担い手研修支援
令和8年2月13日	71,780円	担い手研修支援
令和8年2月13日	24,130円	担い手研修支援
令和8年2月13日	63,200円	担い手研修支援
令和8年2月13日	34,820円	担い手研修支援
令和8年2月13日	30,440円	担い手研修支援
令和8年2月13日	105,000円	担い手研修支援
令和8年2月13日	66,810円	担い手研修支援
令和8年2月27日	125,000円	担い手研修支援
令和8年2月27日	90,614円	担い手研修支援
令和8年2月27日	58,040円	担い手研修支援
令和8年3月14日	39,194円	担い手研修支援
令和8年3月14日	80,444円	担い手研修支援
令和8年3月14日	105,000円	担い手研修支援
令和8年3月14日	102,764円	担い手研修支援
令和8年3月14日	92,608円	担い手研修支援
令和8年3月14日	16,685円	担い手研修支援
令和8年3月14日	34,240円	担い手研修支援
令和8年3月14日	105,000円	担い手研修支援
令和8年3月14日	97,569円	担い手研修支援
令和8年3月23日	83,024円	担い手研修支援
令和8年3月30日	25,206円	担い手研修支援
令和8年3月31日	105,000円	担い手研修支援
令和8年3月31日	64,162円	担い手研修支援
令和7年11月28日	33,480円	全国研修
令和7年11月28日	25,326円	全国研修
令和7年11月28日	80,020円	全国研修
令和7年11月28日	42,830円	全国研修
令和7年11月28日	9,510円	全国研修
令和7年11月28日	10,170円	全国研修
令和7年11月28日	48,400円	全国研修
令和7年11月28日	37,410円	全国研修

令和7年11月28日	8,980円	全国研修
令和7年12月1日	31,620円	全国研修
令和7年12月1日	38,680円	全国研修
令和7年12月1日	52,120円	全国研修
令和7年12月1日	43,966円	全国研修
令和7年12月1日	33,610円	全国研修
令和7年12月1日	29,220円	全国研修
令和7年12月1日	39,070円	全国研修
令和7年12月1日	15,220円	全国研修
令和7年12月1日	29,540円	全国研修
令和7年12月1日	3,020円	全国研修
令和7年12月1日	45,540円	全国研修
令和7年12月1日	33,186円	全国研修
令和7年12月1日	55,070円	全国研修
令和7年12月1日	85,000円	全国研修
令和7年12月8日	19,765円	全国研修
令和7年12月8日	29,038円	全国研修
令和7年12月8日	40,075円	全国研修
令和7年12月8日	52,612円	全国研修
令和7年12月8日	22,240円	全国研修
令和7年12月8日	12,240円	全国研修
令和7年12月8日	40,114円	全国研修
令和7年12月8日	16,000円	全国研修
令和7年12月8日	12,690円	全国研修
令和7年12月8日	46,240円	全国研修
令和7年12月8日	42,590円	全国研修
令和7年12月8日	31,720円	全国研修
令和7年12月8日	46,480円	全国研修
令和7年12月8日	33,500円	全国研修
令和7年12月8日	22,070円	全国研修
令和7年12月18日	34,798円	全国研修
令和7年12月18日	11,778円	全国研修
令和7年12月18日	69,840円	全国研修
令和7年12月18日	79,700円	全国研修
令和8年1月22日	62,600円	全国研修
令和8年1月22日	61,350円	全国研修
令和8年1月22日	27,340円	全国研修
令和8年1月22日	39,620円	全国研修
令和8年2月27日	144,680円	全国研修
令和8年1月22日	11,060円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	52,270円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	23,550円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	33,152円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	12,100円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	42,580円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	34,144円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	50,740円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	42,282円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	8,980円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	31,140円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	29,296円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	43,080円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	28,180円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	37,140円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	31,620円	全国運営意見交換会
令和8年1月22日	71,300円	全国運営意見交換会

	令和8年1月22日	8,740円	全国運営意見交換会
	令和8年1月22日	32,670円	全国運営意見交換会
	令和8年1月22日	28,360円	全国運営意見交換会
	令和8年1月22日	24,106円	全国運営意見交換会
	令和8年1月22日	38,070円	全国運営意見交換会
	令和8年1月27日	21,094円	全国運営意見交換会
	令和8年2月13日	15,200円	全国運営意見交換会
	令和8年2月27日	28,590円	全国運営意見交換会
	令和8年2月27日	29,030円	全国運営意見交換会
	令和8年3月5日	10,640円	全国運営意見交換会
	令和8年3月5日	29,230円	全国運営意見交換会
	令和7年7月11日	23,722円	孤独孤立相談事業
	令和7年7月11日	23,722円	孤独孤立相談事業
	令和7年7月11日	148,205円	孤独孤立相談事業
	令和7年7月11日	85,615円	孤独孤立相談事業
	令和7年7月14日	23,722円	孤独孤立相談事業
	令和7年7月14日	32,742円	孤独孤立相談事業
	令和7年7月14日	36,702円	孤独孤立相談事業
	令和7年7月14日	25,042円	孤独孤立相談事業
	令和7年7月14日	32,742円	孤独孤立相談事業
	令和7年7月14日	56,832円	孤独孤立相談事業
	令和7年7月14日	32,742円	孤独孤立相談事業
	令和7年7月14日	35,382円	孤独孤立相談事業
	令和8年3月30日	38,716円	孤独孤立相談事業
	令和8年3月30日	41,257円	孤独孤立相談事業
	令和8年3月30日	188,057円	孤独孤立相談事業
	令和8年3月30日	56,404円	孤独孤立相談事業
	令和8年3月30日	64,497円	孤独孤立相談事業
	令和8年3月30日	65,012円	孤独孤立相談事業
	令和8年3月30日	26,627円	孤独孤立相談事業
	令和8年3月30日	70,077円	孤独孤立相談事業
	令和8年3月31日	88,554円	孤独孤立相談事業
	令和8年3月31日	47,032円	孤独孤立相談事業
	令和8年3月31日	41,257円	孤独孤立相談事業

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						○	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	令和7年4月1日～令和8年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%	
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申請時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ ☒ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☒ はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人チャイルド イン支援センター	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役 員 数		12 人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0 人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0 人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	就任・退任 年月日
金子 由美子		理事		○							就任平成28年6月4日
関戸 真紀		理事		○							就任平成28年6月4日
中村 幸恵		理事		○							就任令和2年2月9日
平井貴美子		理事		○							就任令和2年2月9日
青木 高		理事		○							就任令和4年6月11日
須藤 充弘		理事		○							就任令和4年6月11日 退任令和7年4月30日
小松 久子		理事		○							就任令和4年6月11日
伊勢 志穂		理事		○							就任令和6年6月8日
神谷 由美子		理事		○							就任令和6年6月8日
根本 賢一		理事		○							就任令和6年6月8日
福本 佳之		理事		○							就任令和6年6月8日
河合 将生		監事		○							就任令和6年6月8日

林 大介		監事		○							就任令和6年6月8日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（free） ルーズリーフ	都度	10年
仕訳帳	会計ソフト（free） ルーズリーフ	都度	10年
給与台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	月1回	10年
会費	エクセル使用 データ保管	都度	10年
寄付金台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	10年
棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	10年

〔記載要領〕

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							○
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター		チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類			○				
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			<table border="1"> <tr> <th colspan="2">同 意</th> </tr> <tr> <td>☒ する</td> <td>☐ しない</td> </tr> </table>	同 意		☒ する	☐ しない
同 意							
☒ する	☐ しない						
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの						
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日						
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し						

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター
-----	-------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							○
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、 <u>所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。</u> ） 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	-----------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ